



平成17年11月22日

各 位

会 社 名 三井海洋開発株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山田 健 司  
(コード番号：6269)  
問合せ先 経営企画室長 高野 育 浩  
電話番号 03-5800-6081 (代表)

### 訴状の受領に関するお知らせ

当社は、平成17年11月17日、ブラジル連邦共和国における以下の訴訟について訴状を受領しましたので下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の原因及び提起に至った経緯等

Petroleo Brasileiro S. A. (Petrobras社)は、1997年3月にブラジルのMaritima Petroleo e Engenharia LTDA (Maritima社)にFPSO(浮体式海洋石油生産・貯蔵・積出設備)の建造工事を発注し、当社も共同受注者としてプロジェクトに参画いたしました。

訴状によればPetrobras社は、1999年10月頃からMaritima社が外部業者への支払不履行を起こした際に、プロジェクトの遅延を懸念してこれらの費用を立て替えて支払ったが、Maritima社が費用の返還請求に応じなかったため、同社、同社の子会社であるMaritima Overseas, Inc. 及び共同受注者であった当社に対する返還請求訴訟を提起した、としております。

#### 2. 訴訟を提起した者

(1) 名 称 Petroleo Brasileiro S. A.  
(2) 所 在 地 ブラジル連邦共和国 リオ・デ・ジャネイロ市  
(3) 代 表 者 Jose Sergio Gabrielli de  
Azevedo, President & CEO

#### 3. 損害賠償請求金額

42,465,429.13米ドル及び資金返還日までの金利(年率6%)

#### 4. 今後の見通し

当社では、現在、現地の法律事務所を通じて訴訟内容を精査中であり、必要な対応について検討を行っております。

なお、訴訟の対象となっているプロジェクトにおいて、当社は所掌業務を問題なく完了していること、問題とされている取引はM a r i t i m a 社によって行われたものであり当社は関与していないこと、および受注に際してM a r i t i m a 社との間で締結した契約において、当社が所掌する業務以外の事項に関する免責を確認していること等により、当社には支払義務がないものと認識しております。

以 上